

住民投票条例(素案) 審議へ



初の会議は、九月二十日に開催し、町長が委員を任命した後、会長に菅野隆秋さん、副会長に早田眞二さんが選ばれました。会長の菅野さんは、挨拶の中で「この委員会の役割は非常に重いと思っている。町民、議会、行政、それぞれが当事者となって進めて行かなければならない」と述べられました。

委員は、公募と団体推薦で選ばれた十名で構成、任期は二年間で、初年度は、住民投票条例

自治推進委員会を開催

みんなで作る自治基本条例町民会議(町民・議員・町職員で構成)の三十七回にわたる議論を経て、本年四月から美幌町自治基本条例がスタートしました。この条例は、町民の皆さんが主体となったまちづくりを進めるために作られたものです。この度、美幌町自治基本条例を守り育てていく組織として美幌町自治推進委員会を設置しました。

など未整備の条例や制度について審議し、次年度以降は、自治基本条例に基づく取り組みの進捗状況の管理や自治基本条例の内容の見直しを検討するほか、自治推進委員会がまちづくりについて自ら考えて町長に提案していくこととなります。

十一月四日には、二回目の会議を開催し、土谷町長に代わり染谷副町長から菅野会長へ住民投票条例(素案)の諮問書が手渡され、住民投票制度の具体的な検討が始まりました。条例(素案)は、自治推進委員会での審議後、町民の皆さんから意見をお聞きするパブリックコメントを実施する予定です。

また、町では、自治基本条例に基づき整備する条例や制度、推進していく取り組みなどをまとめた「アクションプラン」を作り、自治推進委員会に説明しました。

会議の概要や資料は、町のホームページ又は政策財務グループ政策担当でご覧いただけます。

まちづくり新聞

＜発行所＞
総務部政策財務グループ
政策担当
美幌町字東2条北2丁目
TEL0152-73-1111

自治基本条例

解説

「自治基本条例」で何が変わるの？



「自治基本条例」は「まちの憲法」とも言われているんだ。この条例には、美幌町をさらに住みやすいまちにするための考え方やルールが書かれているんだよ。この条例ができたことで、議会や役場は、今まで以上に町民に情報を分かりやすく提供して、意見を聞いていくことになるんだ。まちづくりの主役はもちろん町民だから、これまで以上に町民もまちづくりに主体的に関わってほしいというものなんだ。美幌町は、自治会活動が盛んだし、多くのボランティア団体やNPOがまちのために頑張っているね。これからは、さらにそういった活動が重要になってくるんだ。

まちづくりの情報を

お知らせしていきます

今後、役場では、町民の皆さんにこの条例の内容やまちづくりの情報を知って頂くため、この新聞の他にもパンフレットや説明会の開催などにより随時お知らせしていきます。



「ピポロ？」
「ビボロ？」
「ヒホロ？」

「美幌」の地名の由来は、いくつかの説があります。町の資料などでは、「多くの清流が、合流して水量が豊富なところをアイヌ語で「ピ・ポロ」水多く・大なる所」が語源となり「ビボロ」と名付けられました」と表記しています。

最も古い記述と思われるのは、一八〇九年の「東方漫筆」の中に、「ビボロ」という言葉が使われています。それから五十年ほど後に、「ビボロ」、「ヒボロ」といった記述が残されていますが、アイヌ語では一般的に、「ピ」や「ボ」といった濁音は使用しないので、「ピ」や「ヒ」、「ポ」や「ホ」でなければ意味が通じません。もし、「ヒボロ」だとすると、松浦武四郎の「戊午・東西蝦夷山川地理取調日誌」によると「小石多くあるところ」という訳になるそうです。

現在の訳は、「北海道蝦夷語地名解説」(北海道庁属・永田方正著 明治二十四年発行)に「ピポロはペポロにして水大の義」と書かれたことから、その後は、「ピ・ポロ」水多く・大なる所」という解説が多く採用されています。

「美幌町自治基本条例」
「住民投票制度」

なるほど！
そういうことが



出前説明会

自治会・ボランティア団体など、グループの会合に職員が伺ってご説明します。お気軽にお申し込みください。

申込先 政策財務グループ政策担当
TEL 0152-73-1111(内線223-299)
E-MAIL seizai@town.bihoro.hokkaido.jp

美幌町の 「住民投票制度」

	「常設型」	「個別設置型」
根 拠	美幌町住民投票条例(検討中)	案件ごとに制定する 住民投票条例
請求資格者	18歳以上の住民 (一部の外国人を含む)	20歳以上の住民
請求に必要な署名数	1/4以上	1/50以上又は1/3以上
投票資格者	18歳以上の住民 (一部の外国人を含む)	条例で定める
議会の議決	要件が整えば議決なしに実施	過半数の賛成が必要

```
graph TD; subgraph Resident_Path [住民]; R1[住民投票の実施請求手続] --> R2[署名収集活動]; R2 --> R3[署名の審査]; R3 --> R4[1/4以上の署名]; end; subgraph Council_Path [議会]; C1[議員定数の1/12以上の賛成で議員提案] --> C2[出席議員の過半数の賛成により議決]; end; subgraph Mayor_Path [町長]; M1[自ら発議]; end; R4 --> D[住民投票実施の決定・告示]; C2 --> D; M1 --> D; D --> I[住民投票の実施]; I --> F[議会と町長は投票結果を尊重];
```

The flowchart illustrates the process for implementing a resident referendum, structured into three parallel paths leading to a common decision and implementation phase.

住民 (Resident) Path:

- 住民投票の実施請求手続 (Procedure for requesting implementation of the referendum)
- 署名収集活動 (Signature collection activities)
- 署名の審査 (Review of signatures)
- 1/4以上の署名 (Signatures of 1/4 or more of the residents)

議会 (Municipal Assembly) Path:

- 議員定数の1/12以上の賛成で議員提案 (Proposal by a member with the support of 1/12 or more of the total members)
- 出席議員の過半数の賛成により議決 (Decision by a majority of the attending members)

町長 (Mayor) Path:

- 自ら発議 (Initiative by the Mayor)

Decision and Implementation Phase:

- 住民投票実施の決定・告示 (Decision and announcement of the referendum implementation)
- 住民投票の実施 (Implementation of the referendum)
- 議会と町長は投票結果を尊重 (The Municipal Assembly and Mayor respect the referendum results)

今回の特集は住民投票制度です。

住民投票制度については、美幌町自治基本条例に基本的な位置付けがされており、町では、それに基づきこの制度の具体的な内容の検討を進めています。

【制度創設の背景】

近年、少子高齢化や社会情勢の変化によつて、市町村を取り巻く環境が急激に変化しており、住民のニーズが多様化、複雑化していく中で、住民の意向を汲み取り、その意向に沿ったまちづくりを進めていくことが重要な課題となつています。

また、地方分権により、国から市町村に権限が移つてきている中においては、自分たちのまちは自分たちの責任において判断することが求められており

町全体に重大な影響を与える可能性のある事項や住民、議会、行政の間に意見が大きく分かれるような事項については、住民の意思を踏まえて政策を決定して行くことが重要です。これらのことから、住民の意思を町政に反映し、町民主体のまちづくりを実現することを目的にこの制度を創設するものです。

【個別設置型と常設型】

この制度は、住民の意思を確認しようとする事項ごとに、その都度議会の議決に基づいて条例を制定し実施する「個別設置型」と、対象事項や投票資格者など、あらかじめ投票に関するルールを定めておき、要件を満たせば自動的に住民投票を実施することができ「常設型」があります。

「個別設置型」では、投票の対象となる事項に適した制度づくりが可能となりますが、条例の制定に一定の時間を要し、場合によっては議会の議決が得られず投票に至らないケースも考えられます。

これに対して「常設型」は、要件を満たせばどのような事項であつても同一の制度で行うことが可能であり、安定的に継続され、住民投票の実施までにそれほど時間を要しないなどのメリットが挙げられます。

このことから、本町では、条例に基づく「常設型」の住民投票制度を創設することとしています。

【究極の町民参加】

住民投票制度は、究極の町民参加の仕組みであり、そこに至る前に町民、議会、行政が十分に話合つて課題を解決していくことが重要です。



笑顔があふれるすてきな場所



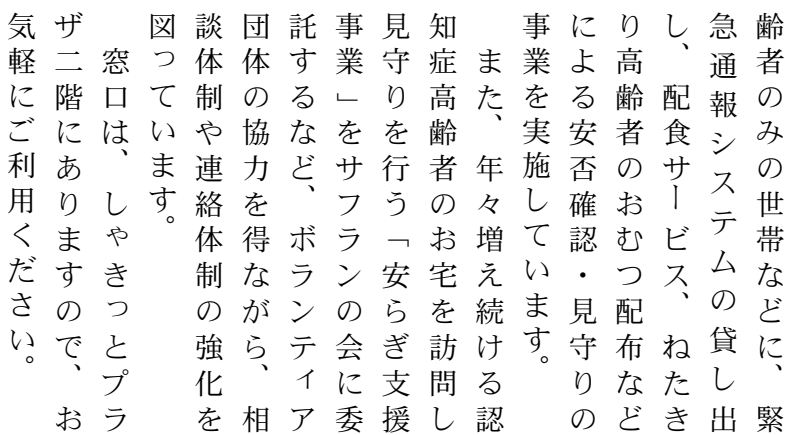
平成六年から活動を始め、今年で十七年目を迎える美幌町介護者と共に歩むサフランの会をご紹介します。

者自身の心身のリフレックスと老人介護に関する知識の習得、情報交換を目的として設立されました。

活動内容は、月一回の例会、会報の発行、研修会の開催のほか、お花見、パン作り、クリスマス会、新年会などの楽しいイベントも盛りだくさんです。

平成十年度からは、大変な思いで頑張つて介護をしている家族の手助けになればと、お年寄りを預かりする「託老サフランクラブ」を開設し、毎週木曜日に活動しています。

旅



や く ば の し ご と

お年寄りが安心して生活をおくることができるようにサポートするのが高齢者福祉担当の役割です。高齢者の地域での生活を支援するため、介護保険外の福祉サービスを担当しています。

高齡者福祉
担当